

令和4年4月1日から

# 長期優良住宅認定申請手続きの変更について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、令和4年4月1日から長期優良住宅認定制度が以下のとおり変更になります。

## 1 災害配慮基準の追加

長期優良住宅の普及に関する法律第6条第1項第4号に災害配慮基準が追加されました。これに伴い、本市では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域内の長期優良住宅の認定を行わないこととなります。

問合せ先  
狭山市 都市建設部 建築審査課 建築審査担当